

今後の地域行政の推進について
(中間まとめ) (案)

平成25年11月
地域行政担当部

<目 次>

趣旨

世田谷区を取り巻く現状

第1章 世田谷区における地域行政

- (1) 「地域行政」と「地域行政制度」 . . . 5
- (2) 地域行政の目的 . . . 5
- (3) 地域行政7つの課題 . . . 6
- (4) 地域行政の執行体制 . . . 6

第2章 これまでの地域行政制度のあゆみ

- (1) 地域行政のスタート期 . . . 8
- (2) 地域行政構築期 . . . 8
- (3) 分掌事務見直し期 . . . 9
- (4) 地区の役割を踏まえた地域行政の再構築期 . . . 10
- (5) 総合支所、出張所・まちづくりセンターの職員数の推移 . . . 15

第3章 地域行政推進の中での「三層構造」と「総合支所」のあり方

- (1) 三層構造について . . . 16
- (2) 総合支所について . . . 19

第4章 今後の地域行政の展開

- (1) 今後の地域行政の推進にあたっての基本的な考え方 . . . 24
- (2) 基本的な考え方に基づく取組みの方向性 . . . 26
- (3) 「取組みの方向性」に沿った検討項目に関する今後の取組み . . . 28
- (4) その他の検討項目に関する今後の取組み . . . 36

趣旨

世田谷区は、平成3年度より、全国に先駆けて地方分権の先取りとなる独自の地域行政制度を創設し、地域住民に密着した地域行政を推進してきた。

地域行政制度発足から、20数年の歴史の中で、様々な社会経済状況の変化や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、改めて地域コミュニティの重要性や地域の絆の必要性が認識されたところである。

このような社会経済状況などを背景に、新たな時代にふさわしい「地域行政」を推進することが重要であり、併せて「地域行政制度」の再構築が求められている。

これまでも、地域行政を推進するため様々な観点から、「事業展開のあり方」や「地域行政制度」の見直しを図ってきたところであるが、平成25年3月に報告書として「地区力の向上と地区防災対策の強化について」をとりまとめ、平成25年度からの取組みを中心に明らかにするとともに、併せて、今後の地域行政を推進するにあたっての検討課題等についても整理したところである。

現在、引き続きの検討を進めているところであるが、併せて、区が「地域行政」を展開するために検討した際の問題意識や目的、課題、また、今までに行なわれてきた「地域行政制度」の見直しの主旨などについても把握し、「地域行政」推進の中での三層構造のあり方等をまとめていく。

今後の地域行政の検討にあたり、区は、平成25年6月に制定した「世田谷区基本構想の議会の議決に関する条例」の規定に基づく世田谷区基本構想（平成25年9月27日区議会議決）及び現在検討を進めている基本計画における地域の「将来像」を踏まえるとともに、「子ども・子育て支援制度」や「社会保障・税番号制度」（以下「共通番号制度」という。）など、国における社会システムの変更なども見据え、地域や地区に求められる具体的な役割について検討し、地域や地区の強化に向けて取り組むための具体的な方策を示し、真の住民自治の確立と、更なる地区力の向上に向けて地域行政を推進していく。

検討項目について、本年5月24日の区議会地方分権・地域行政制度対策等特別委員会で報告した今年度以降の検討項目について検討を進め、9月5日の同特別委員会で、総体としての地域行政を確認するとともに、三層構造等の整理、今後の地域行政の推進にあたっての基本的な考え方等について、「検討経過」として報告した。

今回の「中間まとめ」では、検討項目とした事項について、現在の考え方を示すこととし、更に検討を進める。

世田谷区を取り巻く現状

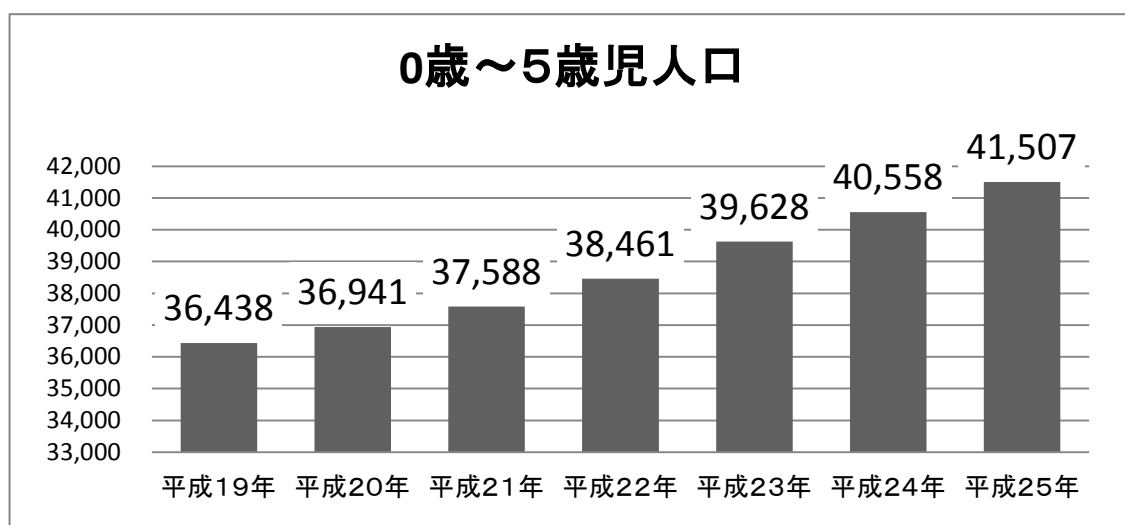
5つの総合支所を設置した平成3年度の地域行政制度発足以降、20数年が経過し、この間、地域社会を取り巻く状況は大きく変化してきた。

今後の地域行政を検討するにあたり、世田谷区を取り巻く現状が、どのようなものであるかの状況把握は重要であることから、ここに触れる。

(1) 少子・高齢社会の進展

65歳以上の高齢者人口の割合は、平成3年（11.5%）から平成25年（19.1%）にかけて7.6ポイント上昇するなど、高齢化が着実に進んでいる。一方、少子化について見れば、0～14歳の年少人口の割合は、平成3年（12.9%）から平成25年（11.4%）にかけて1.5ポイント減少しているものの、0～5歳については、増加を続けており、世田谷区の地域特性としてあげられる。全体としては、平成25年8月に行った将来人口の推計において、長期的には、この少子・高齢化の傾向は続く見込みとされている。

【参考 世田谷区における近年の0歳～5歳人口の推移】



※各年1月1日の住民基本台帳人口（外国人を含まない）

(2) 地域社会の変容

世田谷区の人口は、地域行政制度がスタートした平成3年の774,122人から平成25年には845,922人と約10%増加した。また、世帯数を見ると、平成3年の358,735世帯から平成25年には436,603世帯と約22%増加している。一方、世帯あたりの人員は約2.16人から約1.92人となり、世帯の小規模化が更に進み、単独世帯化が進んでいる。

こうした状況を背景に、代表的な地区コミュニティ組織である町会・自治会の加入率は約56.2%（平成25年）と平成3年の65.7%から長期的な低下傾向にあり、また、町会・自治会の中核を担う役員の高齢化が進むことで、今後の活動の継続が懸念されている。

（3）行政業務の変化や増加

先に示したように、人口や世帯数が増加しているものの、年少人口割合が低くなり、状況として子どもを持つ世帯の減少や、世帯の核家族化、小規模化が進んだことにより、日頃から顔を合わせる機会のある同一世帯内での相談機会の減少や、子どもを持つ親の絶対数も減るなど、世帯内で相談できるという環境が少なくなりつつあると思われる。また、地域・地区に目を向けると、代表的な地縁組織である、町会・自治会の加入率の低下や加入者の高齢化、また、共働き世帯の増加などにより、これまで近所づきあいの中で、相談するなどして解決してきたことも、その機会が少なくなってしまうことなどから、難しくなりつつあると思われる。

この様な背景のもと、区の相談窓口についてみると、地域行政制度発足時の平成3年頃と現在（平成25年）の相談窓口の業務内容を比べると、現在は、高齢の方、障害のある方、女性、子ども・子育てなど、相談内容が多岐に渡るとともに、きめ細かくなっている。また、DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談など、新たな分野の相談も始めている。

他にも、世田谷区の地域特性として、0歳～5歳の子どもが増え続けていることから、保育園等の整備を加速させるなど、生活課題の多様化・高度化の中で、行政の業務も地域社会の変容とともに変化し、また、業務も増加してきている。

（4）区が積極的に取り組むべき事業（区民意識調査から）

次に区民ニーズについて、地域行政制度発足時の平成3年頃の区民意識調査における、区が積極的に取り組むべき事業として上位に挙げられていたものは、「資源リサイクル施設・ごみ処理」、「老人福祉施策」、「道路の整備」であった。

近年（平成24年5月実施など）の区民意識調査における、区が積極的に取り組むべき事業としては、「災害に強いまちづくり」、「防犯・地域安全対策」、「高齢者福祉」の3項目が上位に挙げられるなど、この20数年の経過の中で変化が見られる。

特に平成23年3月の東日本大震災以降は、「災害に強いまちづくり」、「防犯・地域安全対策」が第1位、2位となるなど、地域・地区における取組みが強く求められている。

この間の区の実り組みとしても、平成25年度から、地区力の向上に向けたネットワークの強化と地区防災対策の強化を目指し、新たな取組みとして「地区情報連絡会」の開催を始め、「地区高齢者見守りネットワーク」の全区展開を目指した取組み、また、出張所・まちづくりセンターを「地区防災支援担当」と位置づけ取組んでいる。

第1章 世田谷区における地域行政

これからの「地域行政」のあり方を検討するにあたり、その原点とその「あゆみ」を把握することは、検討の素材となり有意義であることから、まとめることとした。

本章では、区が地域行政を展開するために検討した際の問題認識や目的、課題などを確認するとともに、第2章では、地域行政制度のあゆみの状況とその主旨等に触れていく。

世田谷区における地域行政のコンセプトは、昭和56年地域行政検討プロジェクトチームがまとめた「地域行政のあり方(以下、「昭和56年3月報告書」という)」において示されている。「地域行政」を検討することは「住民自治のあり方」を検討することにほかならず、「自治とは何か」を抜きには検討することができないものとしている。

世田谷区独自の地域行政とは、「都市としての一体性を保ちながら、住民自治の実をあげるため、区内を適正な地域に区分して地域の行政拠点を設置し、これを中核として地域の実態に即したまちづくりを展開するとともに、区政への区民参加の促進を図り、住民自治の確立を目指すもの」として、基本理念をまとめている。この基本理念のもとに「地域行政制度」を展開してきた。

(1) 「地域行政」と「地域行政制度」

この世田谷区独自の「地域行政」の意義について昭和56年3月報告書では、「地域行政は、地域に基盤をおき、地域の特性にあった総合行政を展開していくこと。」としている。

また、「地域行政制度」の定義は、「都市としての一体性を保ちながら、住民自治の実をあげるため、区内を適正な地域に区分して地域の行政拠点を設置し、これを中核として総合的な行政サービスやまちづくりを実施するしくみ。」としている。

そして、「地域行政」については、「地域行政制度あるいは、これに近い仕組みによって地域的によりきめ細かな施策、サービスを展開すること。」としている。

(2) 地域行政の目的

昭和56年3月報告書では、「遠隔の行政の弊害(行政の拠点と現地との間の距離や組織の膨張、タテワリ行政といった原因から、行政サービス、コミュニティ、区民参加などの点で、行政と区民との間のコミュニケーションが滞ること。)」を排除し、次のように地域に密着した行政を行うことで真の住民自治を確立することを地域行政の目的とし、以下のように整理している。

- ① 地域住民に密着した総合的サービスの展開
- ② 地域の実態に即したまちづくりの展開
- ③ 区政への区民参加の促進

(3) 地域行政 7つの課題

当時の世田谷区の状況に即し、地域行政制度を導入することにより、地域行政の目的を達成するための課題として次の7項目を設定し、この解決を目標として地域行政制度を進めてきた。

- ① 地域課題の解決：
地域の課題は地域で解決する。そのための機能、しくみを整備する。
- ② 行政サービスの向上：
身近なところで日常生活に関連した総合的な行政サービスを提供する。
- ③ 区政運営の適正化：
地域の機能強化、総合化により本庁組織を簡素化、統合化する。
- ④ 街の整備の推進：
現場に近いところで、生活環境を整備する。
- ⑤ コミュニティづくり：
コミュニティ活動を進め、自治意識を培い区政参加に導く。
- ⑥ 地域福祉の展開：
区民との協働で地域の中で福祉をすすめる行政組織を整備する。
- ⑦ 区民参加の推進：
できる限り第一線の機関で日常的な接触によりキメ細かく吸収し、区民参加を充実させる。

(4) 地域行政の執行体制

区においては、地域住民に密着した総合的なサービスの提供、地域の実情に沿ったまちづくりや地域福祉の推進などの重要な課題に取り組むため、昭和53年に策定した「世田谷区基本構想」に基づき、本庁を全区的な中枢管理機関としての性格をもつものとして位置付け、地域にかかわる事務事業や地域住民への行政サービスを総合的に行う機関として新たに総合支所を整備することとした。

そして、平成3年度に全国に先駆け、世田谷区独自の三層構造による地域行政制度を創設した。それ以降、地域の行政拠点として総合支所、区民に最も身近な拠点として出張所（現在の「出張所・まちづくりセンター」）、全区的な統括を担う機能を本庁とした体制による地域行政制度を推進している。

この地域行政を支える「地域行政制度」の検討は、地域行政の目的を実現していくために、地域行政基本方針（昭和54年6月）の「検討に当たっての基本的な方針」で示された「考え方」（地域性を重視し、あわせて効率性、専門性、技術性を考慮すること。また、本所、地域を問わず、組織、人員、経費は最小限に抑えること。）を踏まえることが求められた。

地域行政の展開は、自治体経営そのものといえることから、この方針に示された「考え方」は、地方自治法第2条に規定する「最少の経費で最大の効果を挙げること」から生ずる要請であったといえる。

第2章 これまでの地域行政制度のあゆみ

平成3年度に発足した「地域行政制度」とは、地域行政を達成するための執行体制のことであり、同年度に地域の行政拠点である5つの総合支所を設置することにより、全区的な課題は本庁（全区）で、地域の課題は総合支所（地域）で、区民に最も身近な地区の課題は出張所（地区）とし、三層制の地域行政ネットワークを整備し、この間の20数年、さまざまな経緯をたどり現在に至っている。

本章では、これまでの地域行政制度のあゆみについて、その主旨を確認しつつ主な組織の変遷に触れていく。

（1）地域行政のスタート期

平成3年度に地域行政制度が発足し、区民課、地域振興課、福祉事務所、街づくり課、土木課の5課（計25課（1副参事））で総合支所制度がスタートした。

出張所については、平成3年度の地域行政制度の発足に合わせてそれまでの24出張所から26出張所とし、名称についても一連番号制から町名等による親しみやすい名称に変更し、その後、平成6年度に各総合支所内の分室を成城出張所とし、27出張所の体制となった。

平成7年4月には、区民参加、地区まちづくりの推進を図るため、出張所に「まちづくり主査」を配置するなどその機能の充実を図ってきた。

（2）地域行政構築期

地域行政における地域展開を更に図るために、平成9年度に保健所と福祉事務所を統合再編した保健福祉センターを設置し、平成11年度には都市整備関連事務を大幅に移管した街づくり部を設置し、区民部、保健福祉センター、街づくり部の3部制、38課（12副参事）の体制となった。

この地域展開の評価として、平成17年11月に報告した「新たな地域行政の推進について」では、その実践による成果について、利便性、現地性、参加の観点から次の①～③を挙げている。

- ①地域住民に身近な場所で行政サービスが提供可能となった。
- ②保健福祉センターの設置によって保健と福祉の連携が強まり、身近な地域での総合的な相談やサービス申請ができ、さらに緊急的なケースに迅速に対応することが可能となった。
- ③街づくりなどにおいて地域との相互理解が深まり、地域特性にあった地区ごとの特色ある取組みが行なわれている。

一方、機能性、有効性等の観点から次の①～⑤の問題点を指摘しており、これが後述する平成18年度の見直しにつながる事となる。

- ① 本庁の機能が5地域に分散することにより、意思決定に時間を要することや、組織体制の肥大化等から柔軟かつ総合的に対応することに支障が生じるなど執行体制上の弊害が生じている。
- ② 5支所に分散して同質なサービスを提供するためには、職員数も多く必要となり、サービス提供コストが高くなっている。特に少数の専門技術職員については、分散することにより、専門知識の蓄積、共有化や継承など人材育成の面での問題が生じている。
- ③ 本庁から事業の実態を把握しづらいため、区民ニーズを的確に把握し計画的かつ迅速に施策に反映することが困難であることや、本庁と支所に窓口が分散しており利用者にとって分かりづらく不便である。
- ④ 世田谷総合支所の役割について、現在担っている出張所等の窓口サービスの全体調整や介護保険認定審査事務など本庁機能の役割との切り分けが不明確になっている。
- ⑤ 新たな地域行政推進においては「利便性」「コスト」「協働」の視点から施策分野ごとに、最も効果的で効率的な機能の再編を検討する必要がある。

(3) 分掌事務見直し期（本庁と総合支所の分掌事務見直しと出張所改革）

平成11年度に総合支所が総合支所長と3部制となったが、平成12年度に債権管理の強化に向けた執行体制の整備のため税務関連の組織を、また、機能性、有効性の観点から平成14年度には用地買収部門を、平成16年度には、建築基準法改正に伴い、建築確認申請の民間確認検査機関への移行による建築確認事務の減少のため、建築指導課を廃止し、本庁への集約を図った。

平成17年度には、「窓口サービスの効率化」と、「地区まちづくりの強化」を一体的に行うという観点から、出張所改革を行い、7か所の「出張所」と20か所の「まちづくり出張所」とした。そして、平成18年度には、総合支所長と3部長（区民部長、保健福祉センター所長及び街づくり部長）の体制を見直し、総合支所長のもとに、これを補佐する副支所長を設置した。その後、平成20年3月にまとめた「出張所改革の評価・検証」、平成21年1月の「まちづくり出張所の名称のあり方に関する報告書」を受け、平成21年10月に、20か所の「まちづくり出張所」を「まちづくりセンター」と改称した。

(4) 地区の役割を踏まえた地域行政の再構築期

平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、改めて地域・地区におけるコミュニティの重要性や地域の絆の必要性が認識され、地区高齢者見守りネットワーク等、団体間のネットワークを活かした地域での支えあい活動や、これまで地域の活動にあまり関わりのなかった人々の参加の促進等を通じて、地域コミュニティの活性化や再構築に取り組むことが求められている。

これらを踏まえ、平成24年度に「地区力の向上と地区防災対策の強化について」をとりまとめ、平成25年度には、今後の地区の機能・権限の強化のあり方について検討を進めるため、総合支所に出張所・まちづくりセンター所長の事務を取り扱う副参事を設置した。

また、地区力の向上と地区防災対策の強化に向けて、まず、出張所・まちづくりセンターがコーディネート役となり、普段あまり顔をあわせてこなかった団体等が、より幅広く情報や課題を共有することで、地域活動を活性化させ、町会・自治会の担い手不足解消のきっかけとするとともに、これまで地域活動に関わっていなかった人が参加する等、顔と顔をつなぎ、「地区力」の向上に結び付けるための「地区情報連絡会」の取組みを進めることとした。

更に、これまで、出張所・まちづくりセンターは、身近なまちづくり推進協議会の活動などを通じて地区防災に携わってきたが、「地区防災対策」を出張所・まちづくりセンターの職務として正式に位置づけ、発災時の運営組織である「災対地域本部拠点隊」との連続性も考慮しながら対策の強化を図るため、「地区防災支援担当」と位置づけ、「まちづくり担当係長」を「まちづくり・防災担当係長」と改称するなどの取組みを行ない、地区防災対策を推進している。

■ 総合支所の主な組織変遷（抜粋）

① 5つの総合支所を設置し、地域行政がスタートした。

【平成2年度】 本庁と玉川支所、砧支所の3所体制

| | | |
|-------|------|------------|
| 平成2年度 | 本庁 | 世田谷支所開設準備室 |
| | | 北沢支所開設準備室 |
| | | 烏山支所開設準備室 |
| | 玉川支所 | 区民課 |
| | | 土木課 |
| | 砧支所 | 区民課 |
| 土木課 | | |

【平成3年度～】 地域行政制度発足 5総合支所スタート

| | | |
|-----------------|------|-----------------------------|
| 平成3年度～ 平成5年度 | 総合支所 | 区民課 |
| | | 地域振興課 |
| | | 福祉事務所 |
| | | 街づくり課 |
| | | 土木課 |
| | | 参事(健康担当)(4) 副参事(健康担当)(烏) |

②平成9年度に保健所と福祉事務所を統合再編し、5地域に保健福祉センターを設置した。

| | | |
|------------------|----------|-------|
| 平成9年度～ 平成10年度 | 総合支所 | 区民課 |
| | | 地域振興課 |
| | 副支所長 | 街づくり課 |
| | | 土木課 |
| | | 生活支援課 |
| | 保健福祉センター | 保健福祉課 |
| | 健康づくり課 | |

③平成11年度に都市整備関連事務を大幅に移管した街づくり部を設置し、区民部、保健福祉センター、街づくり部の3部制、38課（12副参事）の体制となった。

| | | | |
|--------|----------------|---|------------------|
| | 総合支所 | | |
| 平成11年度 | | | |
| | 区民部 | — | 区民課 |
| | | — | 地域振興課 |
| | | | |
| | 地域行政 担当部(世) | — | 地域行政担当課 |
| | | | |
| | 保健福祉 センター | — | 生活支援課 |
| | | — | 保健福祉課 |
| | | — | 認定審査事務担当課(世) |
| | | — | 健康づくり課 |
| | | | 副参事(認定審査事務担当)(5) |
| | | | |
| | 街づくり部 | — | 街づくり課 |
| | | — | 建築指導課 |
| | | — | 土木課 |

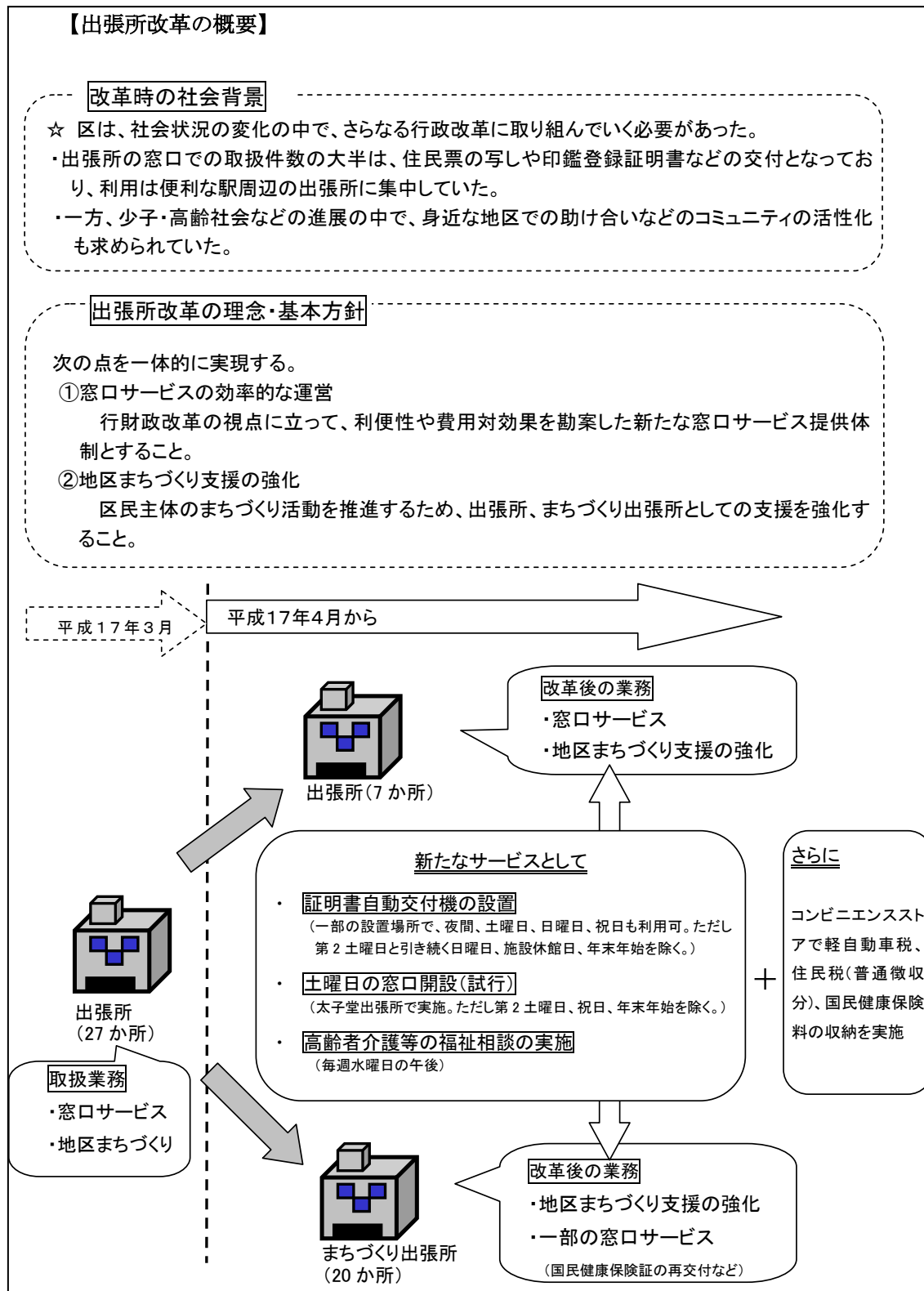
④平成18年度に副支所長を設置し、3部制を廃止した。

| | | | |
|--------|------|---|-------------------|
| | 総合支所 | | |
| 平成18年度 | | | |
| | 副支所長 | — | 地域振興課 |
| | | — | すぐやる課(世) |
| | | — | 生活支援課 |
| | | — | 保健福祉課 |
| | | — | 健康づくり課 |
| | | — | 街づくり課 |
| | | | 参事(街づくり課長事務取扱)(世) |
| | | | 副参事(すぐやる課担当)(5) |

⑤平成25年度に総合支所に出張所・まちづくりセンター所長の事務を取り扱う副参事を設置した。

| | | | | |
|--------|------|---|--------|--------------|
| | 総合支所 | | | |
| 平成25年度 | | | | |
| | 副支所長 | — | 地域振興課 | |
| | | — | 生活支援課 | |
| | | — | 保健福祉課 | |
| | | — | 健康づくり課 | |
| | | — | 街づくり課 | |
| | | | | 副参事(特命担当)(5) |

■平成 17 年度の出張所改革の概要



※出張所改革の評価・検証(平成 20 年 3 月)より

(5) 総合支所、出張所・まちづくりセンターの職員数の推移

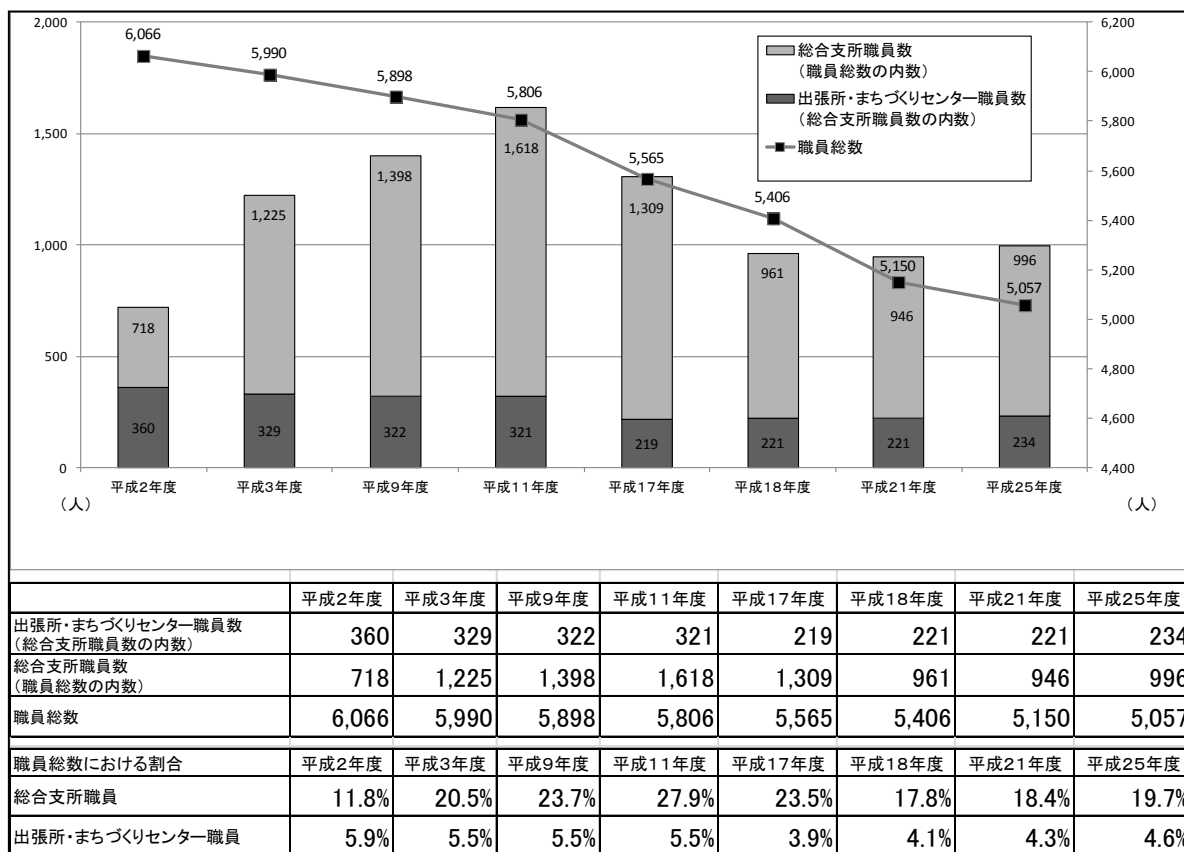
職員数の推移については、下図のとおり、地域行政制度発足時の平成3年度と平成25年度の職員総数の比較で、1,000名近く減っている。これは、平成12年度の清掃事務移管による職員の増加や新たな行政需要に必要な人員を投入する一方で、現業系職員の退職不補充、事業の委託化、官民の役割分担の見直し、非常勤職員の活用等により、定員の適正化を着実にやってきた結果である。

特に、非常勤職員については、専門分野における活用、正規職員の一部代替等、大変貴重な戦力となっており、現在では、職員数も2,500人を超える状況である。

総合支所の職員数については、平成11年度に各総合支所を3部体制としたことにより増加した時期もあるが、先に述べたように総合支所長と3部長の体制を見直し、総合支所長と副支所長の体制としたことから職員数が大幅に減ることとなった。

また、出張所（現在の「出張所・まちづくりセンター」）の職員数については、平成17年度の出張所改革により約80名削減している。しかし、職員総数が減少する中でも、職員総数における総合支所、出張所・まちづくりセンターの職員割合は、平成3年度の地域行政制度発足時とほぼ同じ割合に現在もある。

■世田谷区職員数の推移（各年度4月1日現在の数値）



第3章 地域行政推進の中での「三層構造」と「総合支所」のあり方

地域行政は、地域に密着した行政を行うことで真の住民自治を確立することを目指しており、世田谷区基本構想（平成25年9月27日区議会議決）においても、「きめ細かい地域行政を展開する」こととしている。

地域行政の展開にあたり、区の区域を「地区—地域—全区」に分け、それぞれの行政組織の中核を「出張所・まちづくりセンター—総合支所—本庁」とした「三層構造」や、三層構造の行政組織としての「総合支所」が特色となっていることから、ここで取りあげ、あり方について整理する。

（1）三層構造について

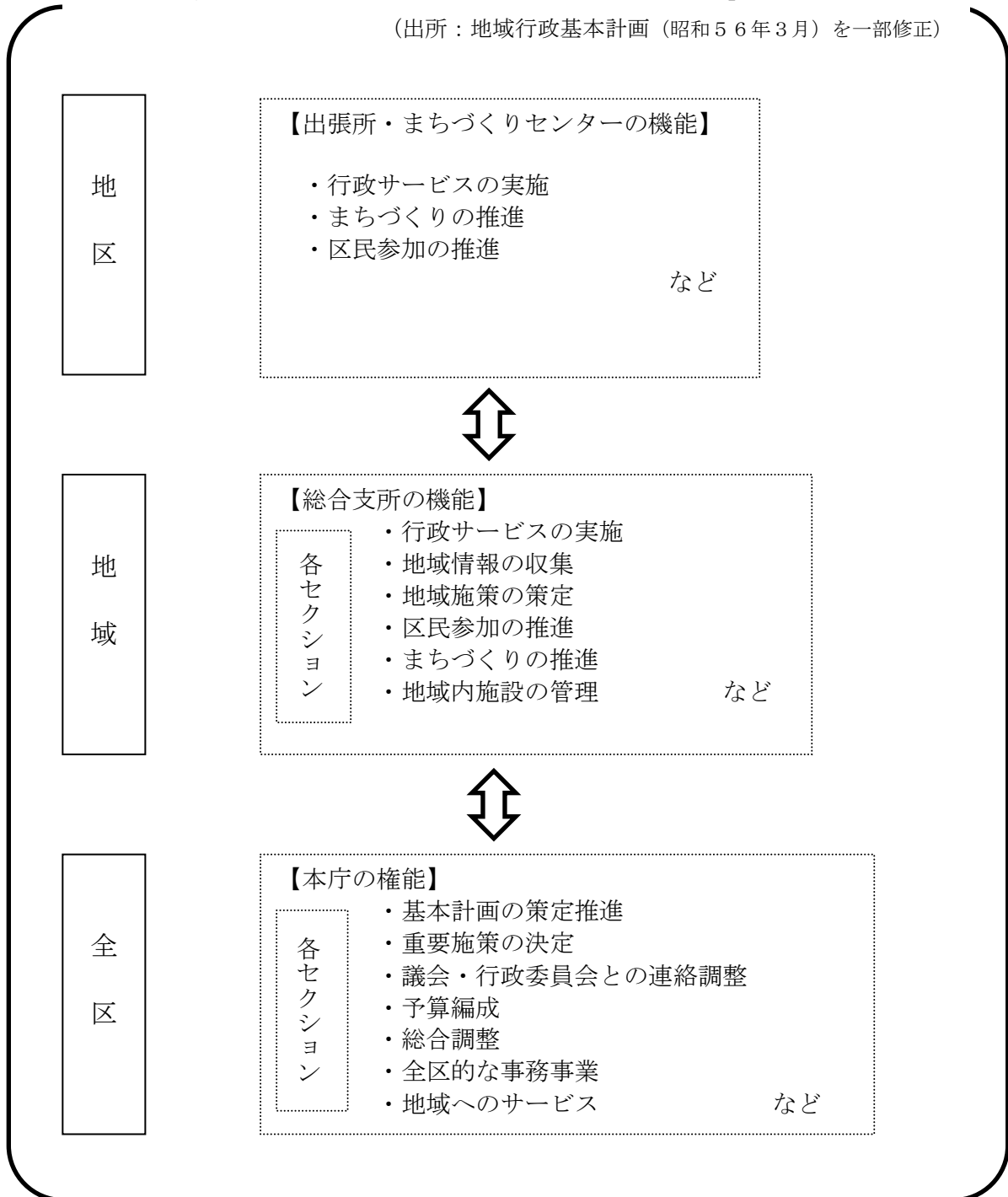
① 地域行政の「三層構造」の意味

区は、地域行政（都市としての一体性を保ちながら、住民自治の実をあげるため区内を適正な地域に区分して、地域・地区に行政拠点を設置し、これを核として総合的な行政サービスやまちづくりを実施すること。）を推進する仕組み（地域行政制度）として、区の区域を「地区—地域—全区」に分け、そこに行政組織として「出張所・まちづくりセンター—総合支所—本庁」と置き、それぞれの行政機能に応じた事務を分掌することとした。この全体構造を三層構造としている。

② 地域行政を検討・準備している段階では、それぞれの行政拠点が担うべき機能が整理され、これに基づき、事業をどこで担うことが望ましいかを検討している（図1）。

図1 「三層構造の中でそれぞれの行政拠点が担う機能」

(出所：地域行政基本計画（昭和56年3月）を一部修正)



③ 三層構造の中で、それぞれの行政拠点が担う機能（上記「図1」参照）に応じて、どの行政拠点が、事業（仕事）を担い、また、関与していくことが適切であるのかということ判断することとなるが、まず、地域行政の目的を実現するという視点からは、より身近な地域・地区での事業展開を目指すことを基本とすると考える。

その上で、事業を展開（実施）するにあたり、「地域行政の目的から導かれ求められる要素（例えば、利便性、現地性、参加性）（*1）」や「自

治体運営の観点から導かれ求められる要素（例えば、効率性）（*2）」により、三層構造の中で、地区－地域－全区のどのレベルで展開していくことが最も合理的であるか（事業展開の最適化を図ることができるか）ということからの整理が可能ではないかと考えられる。

事業展開のあり様は様々になると想定されるが（下記、〔参考〕三層構造の中の事業展開のイメージ）、この点については引き続き検討する。

また、検討の過程では、事業の展開や事業の区域について、三層構造という観点でなく、事業展開がどうあるべきかとの判断によるもの（政策的な判断）、また、区域は、27の地区から導かれるものでなく、他の要因（理由）から判断されるものがあるとの議論があり、この点について整理していく。

（注）*1、2

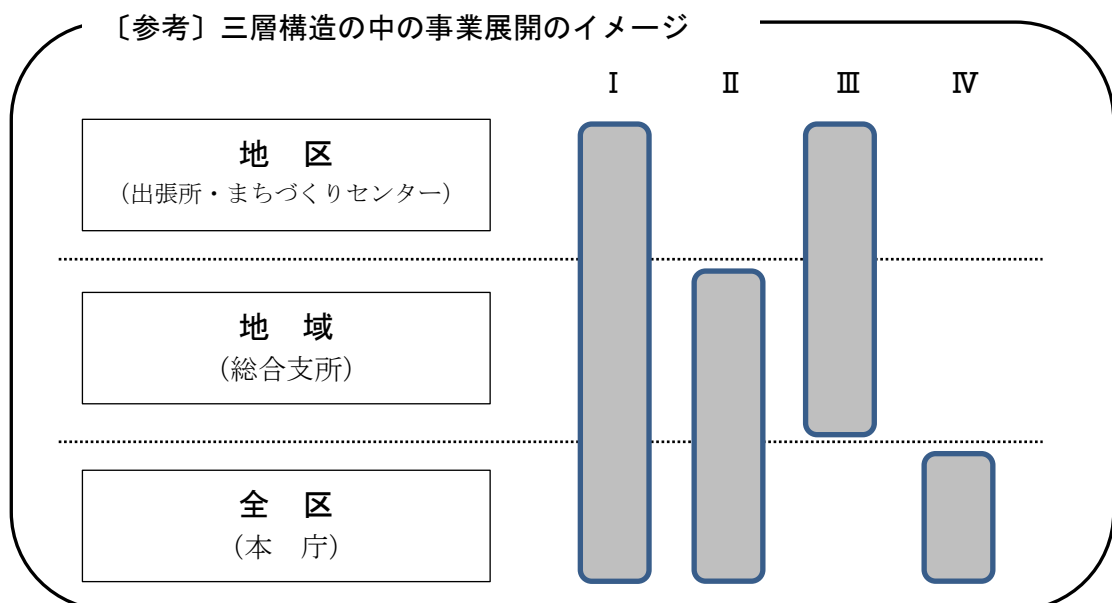
利便性：利用者にとっての都合のよさ。近い、早い、総合的であることなどがその内容となる。


現地性：区民の暮らしの場での取組みがふさわしいこと。

現地での処理、現地の事情に即した処理がその内容となる。

参加性：広報、広聴、直接的な参加などがその内容となる。

効率性：サービスや事務処理を人手少なく、迅速に、また、効果をあげながら行なうことをその内容とする。



※「」は、事業展開のかかわりを示すもの

(2) 総合支所について

① 総合支所の組織的な変遷と機能

- ・ 地域行政は、平成3年度のスタート時から、基本的には、2次におたる地域行政推進計画を推進する中で、課題解決に必要な事務を個別に洗い出し、その地域展開を推進してきており、その中であって、地域行政の目的を実現するための行政拠点として、総合支所が果たしてきた役割は大きい。
- ・ この間、総合支所については、先に示した組織的な変遷（あゆみ）があったが、これは、前の世田谷区基本構想（平成6年9月30日区議会議決）の「実現の方策」にある「社会構造の変化や行政需要に的確にこたえられるよう、執行体制の改革を進め、また地域行政制度の改善や充実を図る。」ことに沿って取り組んできたものということができ、このことは、地域行政基本方針（昭和54年6月）に述べられた「検討に当たっての基本的な方針」に示されている「考え方」（地域性を重視し、あわせて効率性、専門性、技術性を考慮すること。また、本所、地域を問わず、組織、人員、経費は最小限に抑えること。）の延長線上にあったことと認識できる。
- ・ 現在、総合支所が地域という区域の中で行政拠点として担う機能は、平成17年11月に取りまとめた「新たな地域行政の推進について」において示したように「防災・防犯対策や予防型保健福祉施策の推進、街づくり協議会への支援に代表される対人での総合的なサービスや区民参加が必要な事務等、地区・地域での総合的な支援の仕組みを構築し、的確な支援の役割を担う。」と考えられ、社会状況の変化を踏まえつつも、基本的な機能の点においては、地域行政がスタートした時点と変わりが無いものと考えられる。

② 総合支所を取り巻く現状と課題への対応

i) 新たな行政需要への総合的な対応としての課題

こうした中で、行政を取り巻く状況は、前述のように大きく変化しており、行政が取り組むべき新しい業務（仕事）も増加してきているといえる。特に、区民が、家庭で抱える課題は、介護、障害、生活困窮など、

様々で、多岐にわたっており、また、子ども、障害者、高齢者虐待への対応など、困難化、複雑化するケースへの専門的な対応なども求められる。現在、策定を進めている「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」において、支援を必要とする人が身近な地域・地区で相談し、適切な支援が受けられる「地域包括ケアシステム」の構築について、検討が進められている。区は、このシステムを推進するため、本庁や総合支所の役割などについて議論を進める必要がある。

ii) 地域行政制度が持つ執行体制上の課題

更に、総合支所は、他の自治体に先駆けて世田谷区が進めてきた地域行政の執行体制を支えるものであり、他の自治体には見られない執行体制上の課題を持っていると考える。

例えば、ある事業の実施にあたり、本庁と総合支所との関係において、複数の組織が関与する場合、事業のどこまでをどの組織が担うかの点についての調整に時間を要することである。

また、事業の実施にあたり、主に総合支所が業務を担う事業について、本庁は、制度改正への対応、計画や取りまとめを行っている。このため、事業実施の実務的な知識や技能は総合支所に蓄積されるが、事業の計画や取りまとめを行う本庁は、直接的な実務を経験する機会が少なく、事業実施をした際の区民等の声を直接得る機会が少ないことから、事業の改善、見直し等の対応に苦心することがある。

その他、5つの総合支所は機能的・権能的に同一の立場に立つが、地域の状況を異にすることなどの事情から課題解決に向けての対応方法の考え方に差異が生じ、5つの総合支所間の調整を図るため、取組みへの準備や着手に時間を要することがある。

③ 総合支所の持つ2つの課題への対応

以上の2つの課題に対して、地域行政を推進する観点から、総合支所の機能を十分に発揮することを求める方向で対応していくことが必要である。

i) 地域を総合的に把握し対応する機能を有する総合支所の必要性

- ・ 事業の実施にあたっては、それぞれ担当所管が決まっており、責任を持って取り組む仕組みとなっている。このことは、執行の迅速性や

効率性からすれば求められる姿ともいえる。このような観点から、総合支所で行うそれぞれの事業について本庁に直結した事業展開がよいのではないかと議論もあるところである。

- ・ しかし、区民が生活を行っていく上で、行政に対する区民ニーズは、事業ごとに存在するものではなく、区民それぞれにおいて一体として存在するものである。行政の縦割りの仕組みの中に、行政が区民それぞれの生活に総合的に対応する仕組みとして、総合支所長のもとに総合的に事業展開すべく、組み立てた仕組み（総合支所制度）は、意義のあることである。

例えば、区民一人ひとりの視点から、区民生活を取り巻く課題について考えると、介護、障害、子育てなどを抱える家庭では、住宅のバリアフリー化や各種保健福祉サービスの提供、また、道路・交通環境の整備、施設サービスの提供など、地域全体に目を向け、複数の領域に区分される課題を解決するトータルな取組みがなされてこそ、区民の安全・安心な生活を支えることにつながる。

ii) 地域行政制度における執行体制上の課題への対応の方向性

- ・ 地域行政制度は、行政の執行体制に関する事柄であり、執行体制上の課題の解決は、行政の内部のことではあるが、適時の対応がなければ事業執行の停滞を招き、区民サービスの低下に至ることになる。
このことから、状況を分析し、課題解消に向けた取組みが必要となる。
- ・ それぞれの観点からの対応を検討することが求められるが、これらの課題に対応する調整機能を位置づけた体制のあり方を検討することなどが重要と考える。

④ 行政効率や人口規模から見た総合支所制度

前述のとおり、地域行政の目的を実現するための行政拠点として、総合支所が果たしてきた役割は大きいですが、この総合支所の管轄する地域区分について、改めて確認をする。

地域行政制度を発足するにあたり、地域行政基本計画(昭和56年3月)では、地域区分に際して、その基本的な考え方として、「機能面」と「物理面」から、次の項目を考慮することが必要であるとしている。

まず、機能的な面からの項目としては、①住民が行政に積極的に参加できること。②地域住民相互がコミュニケーションをはかれること。③行政が地域情報に適切に対応できること。④住民が区民利用施設を日常気軽に利用できること。⑤行政の効率的、総合的運営に支障とはならないこと。などである。

また、物理的な面からの項目としては、①人口規模、②地域的ひろがり、③交通体系、④地域の沿革と地域特性、⑤他の行政機関との関係などをあげている。

この基本的な考え方のもとに、都市自治体(政令指定都市の行政区を含む)の適正規模について、面積、人口、行政組織等を尺度としつつ、行政区画の適正規模については、二つの視点を踏まえた判断をしている。

その視点の一つは、住民自治という面から、行政が良く見えて区政への参加が達成できること。住民のコンセンサスが得られる地域社会のまとまりが保たれること。住民参加を阻害しない範囲とすることをあげている。この視点を持つと規模の大きさに一定の歯止めを生じさせることとなる。

もう一つの視点は、行政の効率的執行という面から最小限のコストで行政サービスを効率よく執行していくことをあげており、この視点からは、規模の小ささへの歯止めと大きさへの歯止めの両方が生じてくる。

総合支所の区域については、以上のような基本的な考え方に立ちつつ二つの視点を持ち検討しており、人口規模については、10万から20万人とすること、また、地域的な広がりについては、都市部であることを踏まえ、総合支所までの所要時間も30分以内を目標値に設定するとともに、区域の判断という点からは、併せて、地域の沿革や地域特性を踏まえるなど、さまざまな調整を経て、地域の区域は決定されて、現在の区域に至っている。

世田谷区の現在の人口状況の状況をみると、地域行政制度発足時の平成3年度と平成24年度を比べると約7万2千人増加し、地域別に見ると、世田谷地域が約22万人から23万6千人に、北沢地域が約14万1千人から14万4千人に、玉川地域が約18万7千人から21万3千人に、砧地域が約12万4千人から15万5千人に、烏山地域が約9万9千人から11万2千人に増えているという状況である。

更に、今後の人口推移であるが、平成25年8月の将来人口の推計よれば、10年後の平成35年には、世田谷地域が約23万8千人に、北沢地域が約13万6千人に、玉川地域が約21万9千人に、砧地域が約16万4千人に、烏山地域が約11万5千人といった人口構成となっていくことが想定される。

また、ここで国内の都市自治体、特に政令指定都市の行政区の人口に着目すると、首都圏の政令指定都市（さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市）の行政区の人口は、1行政区域あたりの平均人口（市の人口を行政区の数で割った値）は、約12万人～約24万人となっており、世田谷区の各地域の人口規模は、これらとほぼ同じ人口規模（平成22年国勢調査より）で構成されているといえる。

第4章 今後の地域行政の展開

区は、「地域行政」と、これを推進していくための執行体制のあり方を示す「地域行政制度」について、昭和54年から検討に入り、昭和56年に「地域行政基本計画」、昭和63年に「地域行政推進計画」、平成元年に「地域行政実施計画」、そして、平成2年に「地域行政移行計画」を策定し、その間、これらの計画を実施する中で、地域行政は、おおよそ10年の検討・準備の期間を経て、平成3年4月にスタートした。

地域行政は、社会状況の変化に応じて区民生活を支えるものであることから、地域行政としての事業展開は、常に、最適なものとする必要がある。

具体的には、冒頭の「世田谷区を取り巻く現状」で触れたように、地域社会は、少子・高齢化の加速度的な進行やこれに伴う地域コミュニティの担い手の高齢化などとともに、世帯構成の小規模化や単身世帯化に伴う地域社会の一層の希薄化、また、高齢者、障害者、児童等への虐待の顕在化などがあり、更に、平成23年3月の東日本大震災以降、区民が区に対し積極的に求める事業として「災害に強いまちづくり」、「防犯・地域安全対策」が第1位、2位となっており、新しい行政需要や住民の意思がより明確となった行政需要に対して的確に対応していくことが求められる。

このことから、地域行政基本方針（昭和54年6月）の「検討に当たっての基本的な方針」で示された考え方（地域性を重視しつつ、あわせて効率性、専門性、技術性などを考慮すること。また、本所、地域を問わず、組織、人員、経費は最小限に抑えること。）を踏まえつつ、次の時代の地域行政の姿を描いていくことが重要である。

本章では、「今後の地域行政の推進にあたっての基本的な考え方」とそれに基づく「取組みの方向性」を示すとともに、本年5月に報告した検討項目について、この取組みの方向性に沿って整理する検討項目とそれ以外の検討項目に区分して、現時点での考え方を示した。

なお、引き続きの検討項目については、更に検討を進める。

(1) 今後の地域行政の推進にあたっての基本的な考え方

① 地域・地区を重視した地域行政の展開

区を取り巻く社会経済状況や区民の意識が大きく変化する中で、区民が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよりよい地域社会を築いていくためには、地域の中での見守りや支えあえる関係を向上させていく取組みが大切となる。

これらの取組みは、まさに、地域コミュニティの形成そのものであり、その事業展開においては、様々な形態が想定される場所である。力強い地域コミュニティの形成に向けての取組みは、現地性（区民の暮らしの場での取組み〔展開〕がふさわしいこと。）が高いものとする。

県並みの人口を擁する世田谷区にあつては、地域・地区に目を向けた地域行政の展開が一層求められていると考えられ、地域・地区を重視した取組みを推進する。

② 地域行政推進の主要な要素となる「参加と協働」の推進

世田谷区基本構想（平成25年9月27日区議会議決）では、「実現に向けて」において、「きめ細かい地域行政を展開するため、総合支所、出張所・まちづくりセンターなどでも区民が区政に参加する機会を数多くつくっていきます。」としている。

これは、区民主体のまちづくりを実現するため、区民参加の更なる推進を図るとともに、地域の主体である区民や町会・自治会を始め様々な活動団体、事業者等との協働によるまちづくりが不可欠であることを示しており、広く「参加と協働」の視点を持って地域行政を推進する。

(2) 基本的な考え方に基づく取組みの方向性

① 地域・地区を重視した地域行政の側面からの取組みの方向性

〔1〕「地区防災対策の強化」の取組みの推進

このことは、東日本大震災の経験を踏まえた取組みとして、本年3月の「地区力の向上と地区防災対策の強化について」（以下「平成25年3月報告書」という。）の中で、重点的な取組みとして掲げたところであり、本年度、出張所・まちづくりセンターを「地区防災支援担当」と位置づけ、地区防災活動の支援、減災に向けた普及啓発等を職務とし、危機管理室災害対策課や総合支所地域振興課の担当セクションと連携し、各出張所・まちづくりセンターで取組みに着手しており、今後、引き続き、着実に実施していく。

〔2〕地域・地区における福祉的環境整備の支援の推進

少子・高齢化、世帯構成の変化や社会経済状況の不透明さなどを背景として、地域が抱える課題は、介護、障害、生活困窮、子育て不安、また、子ども、障害者、高齢者虐待の対応など、困難化、複雑化しており、身近なところでの総合的な相談や見守りネットワークの充実、その他地域・地区における福祉的な環境整備の支援を進めていく。

〔3〕地域計画の推進役である総合支所のまちの将来像を目指したまちづくりの推進

現在、検討されている新たな基本計画の一部である地域計画は、各地区においてまちづくり活動等を行っている団体などの議論を経てまとめられた「地区におけるまちづくり活動の目標（地区ビジョン）」を総合支所で受け止め、新たな基本計画に掲げられる分野別施策等との整合を図りつつ、「まちの将来像」を掲げ、この将来像を目指した「取組みの方向性」を明らかにするものである。

今後、区として、地域計画に示された地域として目指していく将来像と取組みの方向性を踏まえた地域・地区のまちづくりを進めることが求められ、その中で、総合支所は、地域における行政拠点として、区民の視点を踏まえ、まちづくりを推進していく。

② 地域行政推進の主要な要素となる「参加と協働」の側面からの取組みの方向性

〔1〕区民主体のまちづくりを実現するための「参加と協働」の推進

地域行政は、区民と共に歩む区政であり、参加と協働は基本となる。参加や協働の場面として、区政への参加と協働や地域社会の中での様々な活動への参加と協働が考えられる。

多様な経験を持つ区民が豊富な情報を持ち主体的にかかわっていくことが重要であり、これを実現することを目標に、区として、多様なかたちで環境を整えていく。

(3) 「取組みの方向性」に沿った検討項目に関する今後の取組み

① 「地域・地区を重視した地域行政の側面からの取組み」について

〔1〕 「地区防災対策の強化」の取組みの推進

i) 平成25年度の取組み状況と庁内における検討組織の設置・推進

- 平成25年度に「地区防災対策」を出張所・まちづくりセンターの職務として正式に位置づけ、地区防災に関する業務を危機管理室災害対策課、総合支所地域振興課との連携のもと、ノウハウの継承を含め、段階的に実施することとしている。

これまで出張所・まちづくりセンターが実施していた職務を基本に、避難所運営組織の運営支援や避難所運営訓練内容の策定支援など、避難所運営組織の自立化の支援や災害時要援護者支援に向けた協定の締結拡充などに取り組むこととしており、平成25年3月報告書（31頁）にある「出張所・まちづくりセンターにおける地区防災対策等年次計画」で示したところに沿って、出張所・まちづくりセンターは、総合支所地域振興課地域振興・防災担当と連携し、順次、地区の事情に応じた取組みを進めているところである。

- また、本年度の取組みを踏まえ、実情に応じ、取組み事項を明確にして、更に推進していくことが必要である。そのため、各総合支所地域振興課地域振興・防災担当や危機管理室災害対策課、また、今年度、新たに設けた出張所・まちづくりセンターの地区防災支援担当などで構成する実務レベルの検討組織を設け、総合支所副参事も加わり、本年3月に定めた年次計画に基づき行われている地区防災対策について検証し、今年度以降の取組みの充実・強化につなげていく。
- その内容としては、職員研修などの人材育成や避難所運営組織の運営支援、防災に関する啓発活動、災害時要援護者支援に向けた協定の締結の拡充についての現状確認等を行い、今後の実現に向けて着実に取組みを進めていくことや、例えば、きめ細かい取組みを目指した身近なところでの防災塾の展開など、より円滑な取組みを進める。

ii) 出張所・まちづくりセンターにおける非常配備態勢指定職員（拠点隊配備職員）の応急対策に係る取組み

- ・ 非常配備態勢指定については、例えば、保育園等の事業所職員は、平日の日中は、子どもの安全確保等の対応が優先され、参集できないことなどから、平日の日中と休日・夜間の職員参集体制のあり方など、発災時の拠点隊要員の確保が課題となっている。
- ・ 現在、職員の非常配備態勢の見直しを進めており、震度別態勢から震度5弱以上での一段階、全職員参集態勢をとることとし、原則全職員がそれぞれ指定された場所に参集する。
東日本大震災の経験を踏まえて、最前線で活動する出張所・まちづくりセンターにおける拠点隊配備職員については、人員配置を強化することで態勢を整える。
- ・ 災害時の初動期における職員の行動マニュアルについても、先般の東日本大震災を踏まえ、本年4月に改定された世田谷区地域防災計画との整合を図りながら、来年度に見直しを行うこととして、検討を進めていく。
- ・ その他、拠点隊配備職員の応急対策に係る取組みなどについて、次の点が課題として挙げられ、引き続き検討する。
 - ア) 拠点隊配備職員は、発災時に拠点隊としてより現実的な対応を行えるよう、災害対策課、総合支所及び出張所・まちづくりセンターが行うより実践的な訓練や防災に関する研修に定期的に参加できる体制を築くこと。
 - イ) 保育園職員については、原則として保育園に参集するが、当面開園が困難な場合等については出張所・まちづくりセンターへの参集は可能であることから、物品倉庫の把握や休日開催の避難所開設訓練への参加等について、調整を進めていくこと。
 - ウ) 発災時の指揮命令系統については、災対地域本部（総合支所）、拠点隊（出張所・まちづくりセンター）がそれぞれのレベルにおいて、より自立的な対応が可能となるよう指揮命令系統のあり様を整理すること。

iii) 出張所におけるまちづくりセンター機能の明確化

- ・ 地区力の向上及び地区防災対策の強化を進めるうえで、これらの課題に迅速に対応するため、職員の事務分担や組織運営をどのように行うかが課題となっている。この間、出張所における地区まちづくり・地区防災対策機能及び住民記録等の窓口機能について、組織的に分離をする案について、検討を行っている。

こうした中、本年5月の「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）等、番号関連4法の成立・公布により、「共通番号制度」が導入されることになり、窓口事務への影響などについて、見極めることが必要となっている。今後、この点を踏まえつつ、検討する必要がある。

〔2〕 地域・地区における福祉的環境整備の支援の推進

i) 「地域包括ケアシステム」の実施に向けた取組み

- ・ 区は、だれもが住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者だけでなく、障害者や子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、支援を必要とするすべての人が身近な地域で相談し、適切な支援が受けられる「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、新たな「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」の策定作業の中で、現在、検討を進めている。
- ・ 高齢者、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など支援を必要とするすべての人が身近なところで相談できる体制を整えるとの点から、あんしんすこやかセンターを総合的な相談を行うことができる拠点として位置づけることや、そこでの相談体制の充実を図るための取組みなどについて検討を進め、来年度には、その取組みについてモデル事業を実施するとともに、評価・検証し、以後、地域包括ケアシステムの構築を目指し、モデル事業の拡大を図ることを検討する。

- ・ 地域包括ケアシステムの推進に当たっては、あんしんすこやかセンターが、高齢者に関する複合問題を中心に対応し、社会資源を有機的に連携させたサービスの提供のマネジメントを包括的・継続的に行うほか、支援が困難なケースに対する指導等を行うこととなるが、これらに対しては、総合支所は、保健師や社会福祉士などの専門職を含む体制によるチームアプローチにより、後方支援（バックアップ）の方策について検討するとともに、区として人材の確保にも努めていくこととする。
- ・ また、地域包括ケアシステムの実現に向けては、公共的なサービスだけでなく、地域で活動している区民や地域活動団体などが実施するインフォーマルサービスも大切である。地域福祉活動を充実するため、コミュニティワークの実績を持つ社会福祉協議会については、地区に活動の拠点を設け、地区の福祉的課題の把握や活動支援、既存の活動へのつなぎや新たな地域活動の創出、人材発掘・育成などに取組み、区は、これを支援することを検討していく。
- ・ 一方、出張所・まちづくりセンターとあんしんすこやかセンターとの一体整備については、地区における相談、見守り事業の充実、出張所・まちづくりセンターとあんしんすこやかセンターとの連携強化の観点から進めており（平成25年度末：14か所）、今後、策定中の新たな公共施設整備方針や実施計画に基づき、公共施設の改築、改修の機会をとらえ、順次整備を進めていく。
- ・ 併せて、地域・地区におけるネットワークの強化に向けた取組みとしての高齢者見守りネットワークについては、本年度から3か年で、出張所・まちづくりセンターやあんしんすこやかセンターが事務局となり、社会福祉協議会が支援する体制により、その他の様々な活動団体などを取り込みながら、全区展開に向けた取組みが進んでおり、この取組みを更に進めていく。

〔3〕 地域計画の推進役である総合支所のまちの将来像を目指したまちづくりの推進

i) 総合支所の地域・地区の実情を踏まえた取組みの推進

- ・ 地域計画は、中長期的な展望を踏まえ、向こう10か年の施策を総合的、体系的に明らかにする基本計画の一部として、地域が一体となってまちづくりを推進していく環境を醸成することを狙い、地域の将来像とそれを目指した取組みの方向性を示すものとして、現在、策定作業を進めている。

地域計画の策定後、総合支所や各所管は、地域計画に示された取組みの方向性を踏まえた地域・地区のまちづくりを推進していくことが求められる。

その中で、各総合支所は、地域計画を踏まえ、まちの将来像の実現を目指し、各総合支所独自の取組みに向けて、総合支所で活用できる予算を確保しつつ、具体的に展開することを検討する。

② 「地域行政推進の主要な要素となる「参加と協働」の側面からの取組み」について

〔1〕 区民主体のまちづくりを実現するための「参加と協働」の推進

i) 地区情報連絡会の開催への取組み

- ・ 平成21年度の区民意識調査によれば、区民の「地域活動への参加意向」は、約5割の区民が参加意向を持っているが、具体の活動への実現に結びついていないという実態があり、地域活動への参加のきっかけづくりが求められる状況にあった。
- ・ 区は、平成25年度から、さまざまなネットワーク活動を活かすとともに、これまで活動に参加していなかった区民、新たな活動団体等の参加も得ながら、より幅広く、総合的な情報交換の場として「地区情報連絡会」を開催し、連携強化の取組みを進めることとした。

「地区情報連絡会」は、形式的な会議体を設置することが目的ではなく、地域の活動団体が幅広く連携している事例も念頭に、出張所・まちづくりセンターがコーディネイト役となり、普段あまり顔をあわせてこなかった団体等が、より幅広く情報や課題を共有することで、地域活動の活性化に結び付け、また、これまで地域活動に関わってこなかった人が参加する等、顔と顔をつなぎ、「地区力」を向上させるものである。

会議体が、すでに「地区情報連絡会」の機能の中軸をもっている場合は、これを維持・拡大し、また、その一部を実現している場合は、補強・拡大する。現状にない場合は、新たに設置を目指すものとし、この間、各出張所・まちづくりセンターにおいては、各地区の実情に応じて開催について取組みを進めている。

その中で、既に開催をした地区からは、例えば、地域の方に理解、協力を求めるためには、段階的に時間をかけて開催をしていく必要がある、あるいは、まちづくり活動の活性化に必要な各団体に共通するテーマについて、選定する必要がある、また、様々な会議の数、あり方について、整理する必要があるなど、課題が挙げられている。

今後、各地区の状況に応じて取組みを進めていくが、こうした課題に対応しつつ、「地区情報連絡会」が、情報や課題を共有する場として、より効果的、効率的に開催できるよう進めていく。

ii) 地区情報の充実への取組み

- 地区のまちづくりを進め、地域・地区の情報を充実するため、「地区まちづくりの活性化への取組み（平成21年8月）」に掲げる方向性に基づき、出張所・まちづくりセンターでは、地区における行政拠点として、地区情報の発信を進めている。

この取組みの一環として、区のホームページは、「区のおしらせ」とともに、有力な広報媒体となっている。これまでも、総合支所、出張所・まちづくりセンターでは、区のホームページを活用し、地域や地区の魅力や情報を発信してきている。利用者が欲しい情報がいつでも見られるように掲載内容の充実が必要である。

身近な地区の情報の充実や見やすさの改善に向けて、今後、具体的な検討を行い、庁内における仕組みを整え、来年度中を目途に、より充実したホームページによる情報発信を目指すこととする。

iii) 「(仮称)町会・自治会への加入促進及び地域社会の活性化を進める条例」の主旨を踏まえた取組み

- 現在、「(仮称)町会・自治会への加入促進及び地域社会の活性化を進める条例（以下「条例」という。）」の制定に向けて検討が進められているが、この条例は、町会・自治会の活動を始めとする地域活動を将来にわたって進めていくことができるよう、町会・自治会の活動により多くの区民の参加を促し、区民、町会・自治会、地域活動団体、事業者など様々な活動主体が、相互に連携・協働することにより、地域社会の活性化を目指すものである。
- 検討中の条例では、こうした地域社会の実現に向け、基本理念を定め、区民、町会・自治会、地域活動団体、事業者の役割を明確にするとともに、それぞれの活動主体がその役割を担えるよう、区としての基本施策を明らかにすることとしており、今後、その取組みについて整理していく。

iv) その他のコミュニティ強化に向けての取組み

- ・ 高齢化がますます進む中で、地域の絆を深めていく地域活動は、今後、区民に身近なところで、多くの活動主体により、活発に行われていくことが、一層求められていく。

地域活動の支援のため、区は、平成23年度から3年間のサンセット事業として「地域の絆推進事業」を進めているが、事業について評価・検証をし、今後の事業の進め方について検討する。

- ・ 協働による地域づくりについて、区は、これまでも身近な地区などにおいて、町会・自治会、社会福祉協議会、身近なまちづくり推進協議会や、青少年地区委員会、ごみ減量・リサイクル推進委員会、NPO、地域活動団体等が様々な活動を通して取り組んでおり、地域活動の活性化を図りながら、引き続きの連携を図りつつ、取組みを進める。
- ・ 区は、先述の平成25年3月報告書の中で明らかにしたように、積極的な情報交換の場を築くため、「地区力の向上に向けたネットワークの強化」を目指して、「既存のネットワークを更に拡大し強化していくこと」や「新たなネットワークを築くこと」などの手法により、地区において、連携の輪を広め、強くすることとし、取組みを進めている。地域・地区にあるネットワークを把握し、それらを更に結びつけるなど、絆を広め、強くする取組みを進める中で、豊富な人材と地域資源を活用できる環境を形成していくため、地域活動推進のための支援や人材育成を図る。

(4) その他の検討項目に関する今後の取組み

i) 総合支所への副参事の配置について

・平成25年度においては、総合支所に副参事を配置した。これは、出張所・まちづくりセンターの所長としての職責を果たすとともに（所長事務取扱）、区政の第一線での所長としての取組みを踏まえつつ、管理職の立場から地区の機能について、また、様々な課題について検討に加わることなどを狙いとしたものである。

現在、総合支所副参事は、今後の地域行政のあり方の検討にあたり、各総合支所地域振興課地域振興・防災担当や危機管理室災害対策課、出張所・まちづくりセンターの地区防災支援担当などで構成する実務レベルの検討組織に加わり、本年3月に定めた年次計画に基づき行われている地区防災対策について検証しており、その中で、副参事は、多角的な視点から、積極的な取組みを推進するようにかかわっている。副参事の配置は、出張所・まちづくりセンターにおいて、地区情報連絡会や地区防災対策の取組みを始めた段階にあっては、この事業の推進に向けて、意義のあることであると考えられるが、今後、その取組みについて検証していく。

ii) 出張所・まちづくりセンターにおける窓口事務（窓口機能）のあり方

・出張所・まちづくりセンターにおける窓口事務（窓口機能）のあり方は、世田谷区出張所処務規程において、出張所については、約30項目、まちづくりセンターについては約10項目が掲げられている。

本年5月に、番号法等、番号関連4法が成立し、公布された。これにより、「共通番号制度」が導入されることになり、平成27年10月（予定）に個人番号の付番と通知、平成28年1月（予定）から個人番号カードの交付及び順次個人番号の利用が開始されることとして準備が進められている。

この制度の導入により、出張所・まちづくりセンターの窓口事務について、どのような影響があるかを整理していく必要がある。

加えて、まちづくりセンターについては、地区防災対策の取組みや地区コミュニティ活性化への取組みの一層の推進が求められることから、この面からも、地区に出向く機会の確保に伴い、窓口業務のあり方が課題となっており、窓口の取り扱い状況等の検証を行いながら、今後の共通番号制度の進捗状況を踏まえつつ、検討を行うものとする。

・また、現在、出張所・まちづくりセンターに設置されている証明書自動交付機については、共通番号制度の進捗状況やコンビニ交付の世田谷区における導入等を視野に入れ、効率性や効果等を検証しながら、今後、窓口サービスのあり方について検討する中で、整理していく。

iii) 総合支所における保健福祉 3 課の機能及び街づくり課と本庁との役割分担

・各総合支所における生活支援課、保健福祉課、健康づくり課については、保健と福祉の連携により、区民からの様々な相談に対応し、各種保健福祉サービスを提供するなど、業務に取り組んでいる。

近年、区民が抱える課題は、高齢者や障害者の介護、子育て家庭の支援、生活困窮など多岐にわたり、複合的に存在している。このため、虐待や保護など困難・複雑なケースの対応に関しては、3課が情報を共有し、きめ細かな対応を図っているが、より一層迅速かつ的確な対応に引き続き取り組んでいく。

また、現在検討中の「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」では、「地域包括ケアシステム」の構築を目指しており、このシステムを推進するため、総合支所では、全体のバックアップ体制のあり方等について検討を進める。

平成27年度に導入が予定されている「子ども・子育て支援新制度」についても、取組みの方策を検討し、対応を進めていく。

・各総合支所の街づくり課については、地区街づくり計画や地区計画の策定等、地区住民の参加による地区街づくりのさらなる推進が求められている。

加えて、今後10年を見据えると、地域を越える大規模事業等にも対応できる組織体制の充実が必要である。そのため、今後の地域の街づくりの展開にあたっては、地域性を重視しつつ、効率性、専門性、技術性等を踏まえながら、進捗状況にあわせて、組織や人員について検討していく。

iv) 地区の区域と各種活動等の区域について

各地区において、地区防災対策の強化など、具体的な取り組みを進める上で、避難所対象区域と小・中学校の通学区域との相違や町会・自治会区域との整合性が課題としてあげられている。

一方で、学校ごとの避難所運営組織は、町会・自治会が中心となって担っていただく体制となっていること、町会・自治会の範囲や、行政単位である地区の区域は、歴史的な経緯もあることから、出張所・まちづくりセンターの区域については、当面、現行の27か所の区域割りの継続を基本とすることとした。

その上で、地域行政制度発足の平成3年度と比較して、人口が大幅に増加した地区について、地区面積、避難所数等に着目し、地区防災力の強化など地区力の向上に向けた体制のあり方について検討を行った。既に、用賀出張所地区については、地区の規模や区民の利便性の観点から、昭和59年12月に二子玉川分室を設置し、窓口業務を行っており、事務所の場所や地区内の関係性、職員体制など、さまざまな課題があることから、地域の声を十分踏まえ、用賀出張所との関係や位置づけ等を整理し、二子玉川分室にまちづくり機能等を追加するなど、調整を進める。当該地区の区域の分割等についても、別途、調整を進めており、引き続き取り組んでいく。

今後、地区や各種活動等の区域の課題は、人口や面積、避難所数等を勘案するとともに、新たな区民や団体などの参加を促し地区コミュニティを活性化することや、地区防災対策を強化する視点などを持って整理し、地域の経緯や実情、地域・地区に展開される活動区域の果たす機能や関連性を踏まえ、地域住民の理解を得ながら対応する。